

令和3年度 社会福祉法人りべるたす 事業報告書

ヘルパーステーションりべるたす

グループホームりべらる

WORK STATION りべるたす

pre-WORK STATION りべるたす

相談支援センターこすもす

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター

りべるたすクリニック

訪問看護ステーションりべるたす

喀痰吸引等研修

調査研究事業

人材育成・組織体制づくりの1年

新型コロナウイルス対策は引き続きしながらも、少しずつ解禁しながら日常を取り戻す1年となりました。そうはいっても新型コロナウイルス感染者が出る、ワクチンをとにかく打つ等の対応を迫られておりました。来年度はここ数年できなかった行事等を取り戻せるようにしていければとおもいます。

法人本部としては、この一年新たな事業もなく、とにかく人材育成にいそむことを第一にやってきました。第一層から第二層、そして第三層のリーダー層をつくることをしてきました。

組織体制としては本部の事務局にバックオフィスの体制をつくりました。それにより記録や報告等の整備や細かな物品等が迅速に動くようになってきました。現場をみるチームと事務所から現場を支えるチームの二つができたことでうまく回るようになりました。

しかしながら課題はとて多くあります。基幹相談の委託を受けてから事業所として緊急を受けることが増えたこの頃、支援力の弱さも感じています。法人として地域にできることをより考えていけるよう今年度もチーム一丸となってやっていけるよう誠意努力していきたいと思えます。

令和4年6月

理事長 伊藤佳世子

内容

内容	- 3 -
社会福祉法人りべるたすのおもい values	- 5 -
法人概要	- 9 -
ヘルパーステーションりべるたす 概要	- 10 -
グループホームりべらる 概要	- 11 -
グループホームはれ 概要	- 12 -
WORK STATION りべるたす 概要	- 13 -
Pre-WORK STATION りべるたす 概要	- 13 -
相談支援センターこすもす 概要	- 14 -
千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 概要	- 14 -
りべるたすクリニック 概要	- 15 -
訪問看護ステーションりべるたす 概要	- 16 -
喀痰吸引等研修事業所りべるたす 概要	- 16 -
福祉用具貸与、販売りべるたす概要	- 17 -
令和3年度の事業 トピック	- 18 -
財務の状況	- 21 -
従業員の状況	- 24 -
りべるたす行事	- 26 -
各種会議	- 29 -
各種研修	- 34 -
ヘルパーステーションりべるたすの事業報告	- 35 -
グループホーム	- 36 -
相談支援センターこすもす	- 37 -

訪問看護ステーションりべるたすの事業報告	- 38 -
WORKSTATION りべるたすの事業報告	- 39 -
喀痰吸引等研修	- 40 -
研究事業	- 41 -
地域貢献事業	- 41 -
コロナ関連報告	- 42 -

当法人の基本理念は「誰もが地域で生活し、活躍の機会をもてる社会を目指します」とする。

行動指針

- 一、私たちは、難しい事柄に遭遇したとき、評論家にならず解決に向けて行動します
- 一、私たちは、日々の行動に満足せず、自ら課題をもち考える姿勢をもち続けます
- 一、私たちは、組織内のチームワークはもちろんのこと、多様な人々との関係性を大切にします

私たちの支援の方針

一、障害にこだわらない支援

りべるたすではどんな障害も受け入れます。障害だけではなくその人を理解することが大切であり、その可能性を信じていきます。

一、生活の幅を広げ、開拓する支援

生活の幅を広げるために一緒にいろいろなことにチャレンジしていきます。できることをどう広げていけるかを考えます。そのことが地域への啓発にもつながります。

一、相手をおもう真摯な支援

生活していればいいことばかりではなく、嫌なことを言わないといけない場合もあります。一人の人間として真摯に尊重してその方を見て、しっかりと受け止めた支援をします。対応がいいことが真摯な支援ではありません。

一、つなげる／つながる支援

抱え込まないように、色々なサービスとつなげる、地域とつなげる、地域の資源をつなげる。それが小さな輪になったり大きな輪になったり、その人に合わせて笑顔でつながりをもって支えています。

社会福祉法人としての使命、経営の原則

社会福祉法人「アクションプラン 2025」をうけて、社会福祉法人の使命（社会的責任）の遂行として、「**社会、地域における福祉の充実・発展**」

- ① 社会福祉事業を主とした福祉サービスの供給主体の中心的な役割を果たす。
- ② 制度のはざまにあるものを含めて様々な福祉需要にきめ細かく対応する。

社会福祉法人行動指針

社会福祉法人は、「社会、地域における福祉の充実・発展」に寄与することを使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な生活課題や福祉需要に柔軟かつ主体的に取り組む公共的・公益的かつ信頼性の高い法人です。

会員法人は、社会福祉法人の使命を果たすため、次の行動指針に基づく経営を実践します。

I. 経営に対する基本姿勢

- 1 経営者としての役割
- 2 組織統治（ガバナンス）の強化
- 3 健全で安定的な財務基盤の確立
- 4 コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

II. 支援に対する基本姿勢

- 5 人権の尊重
- 6 包括的支援の充実・展開
- 7 サービスの質の向上
- 8 安心・安全の環境整備

III. 地域社会に対する基本姿勢

- 9 地域共生社会の推進
- 10 信頼と協力を得るための積極的な PR

IV. 福祉人材に対する基本姿勢

- 11 中長期的な人材戦略の構築
- 12 人材の採用に向けた取組の強化
- 13 人材の定着に向けた取組の強化
- 14 人材の育成に向けた取組の強化

I 経営に対する基本姿勢 ～自主性・自律性をもって未来志向で事業を展開する社会福祉法人～

行動指針 I

社会福祉法人の経営者は、リーダーシップを発揮し、「アクションプラン 2025」に基づいた取組を実践するとともに、地域の生活課題や福祉ニーズに対して素早く対応します。また、中長期的な視点から福祉に従事する者（現役世代）の減少に伴い、現在より人手不足の深刻度を増すことが予想される中、業務の価値を高めるために生産性の向上に努めます。

行動指針 2

国民の負託に応えるべく、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

行動指針 3

公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務基盤を確立します。

行動指針 4

社会福祉法など関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行います。

II 支援に対する基本姿勢 ～地域全体を支え、制度の狭間のニーズに応える社会福祉法人～

行動指針 5

制度では対応できないニーズを把握して応えていく姿勢、家族なども含めた生活全体を支える姿勢を明確に示し、すべて人々の人権と尊厳を尊重して、本人の自己決定・自己選択に配慮した支援をします。

行動指針 6

福祉サービスの利用者に限らず、福祉的支援が必要な人を誰一人取り残さないよう、ソーシャルワークを充実展開していきます。

行動指針 7

福祉サービス利用者の立場に立って、品質の向上に向けた体制を構築し、適切かつ良質なサービスを提供します。

行動指針 8

安心・安全で良質な福祉サービスを提供するため、利用者の生活環境・利用環境を整備します。

III 地域社会に対する基本姿勢 ～地域生活課題に対して包括的かつ公益的に取り組む社会福祉法人～

行動指針 9

既存の制度では対応が困難な多様化・複雑化する地域課題や生活課題に高い専門性をもって積極的にかかわり、多様な関係機関や個人との連携・協働を図り、地域における公益的な取組を推進します。また、必要な支援を包括的に確保し、地域包括ケアを深化、推進させ、地域共生社会の実現を主導します。

行動指針 10

社会福祉法人が非営利法人として、社会福祉法人の使命を果たし、自立的な経営を確立していくためには、財源負担者たる国民からの信頼や協力が不可欠です。“見える化”にとどまらない“見せる化”を推進し、国民の信頼と協力を得るために、積極的な PR (Public Relations) に取り組みます。

IV 福祉人材に対する基本姿勢 ～福祉人材の採用・育成・定着に取り組む社会福祉法人～

行動指針 11

経営理念に基づき、めざす法人経営を実現するために、期待する職員像を内外に明示し、外部・内部環境を踏まえた中長期的な人材戦略を構築します。また、法人内サービスに留まらず、既存の制度では対応できない地域社会の福祉ニーズに応えることができるよう、種別の枠をえて、包括的な支援を行うことのできる人材育成をめざします。

行動指針 12

良質な福祉人材の採用に向け、様々な手段を講じます。また、将来の福祉人材育成の視点から、福祉の仕事の啓発として情報発信、福祉教育にも取り組みます。

行動指針 13

福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働きがいのある職場づくりに取り組みます。また、多様な職種、多様な背景を持った人材、雇用形態、年代の人材が働きやすい職場づくりを推進します。

行動指針 14

それぞれの法人がめざす職員像に基づき、職務能力の開発および全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。また、組織において、福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層の育成に取り組みます。さらに、「地域共生社会」を実現する総合的な人材の育成にも取り組みます。

法人概要

法人名称	社会福祉法人りべるたす（2016年4月1日登記）		
主たる事務所	〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1		
	電話	043-497-2373	FAX 043-497-2728
理事長	伊藤 佳世子（千葉市）		
理事	堀 智 貴（厚木市）	執行理事	
	下河原 忠 道（浦安市）	株式会社シルバーウッド代表取締役	
	高 木 憲 司（船橋市）	和洋女子大学准教授	
	川 畑 善 智（東京都）	株式会社パムックス代表取締役	
	池 田 敏 子（千葉市）	事務局長	
	竹 嶋 信 洋（千葉市）	株式会社ベストサポート代表取締役	
評 議 員	武 石 直 人（千葉市）	NPO法人外国人介護人材研究所理事長	
	納 元 佐知子（千葉市）	川戸地区住民代表	
	大 山 良 子（千葉市）	当事者代表	
	安 形 典 子（柏市）	患者家族	
	佐久間 水 月（千葉市）	弁護士	
	栗 田 健（東京都）	社会福祉法人日の基福社会理事	
	喜 本 由美子（船橋市）	NPO法人ラフト代表	
	林 晃 弘（白井市）	社会福祉法人フラット理事長	
監 事	柳 町 和 巳（船橋市）	税理士法人スタート代表	
	桑 本 博（船橋市）	行政書士	
事業の種類	1. 第二種社会福祉事業（イ）障害福祉サービス事業の経営 （ロ）特定相談支援事業の経営 （ハ）一般相談支援事業の経営 （二）障害児相談支援事業の経営 （ホ）移動支援事業の経営 （ヘ）老人居宅介護等事業の経営 2. 公益を目的とする事業（1）研修事業 （2）診療所の経営 （3）社会福祉に関する調査研究事業 （4）福祉用具貸与・販売 （5）住宅改修 （6）居宅介護支援事業 （7）千葉市障害者基幹相談支援センターの運営		
所 轄 庁	千 葉 市		

ヘルパーステーションりべるたす 概要

事業名称 りべるたす

管理者 齋藤みさ子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成28(2016)年4月1日

事業の種類 1 指定障害福祉サービス事業

居宅介護、重度訪問介護、同行援護(1210103741)

移動支援 千葉市(1260103740) 八千代市(1260401235)

市川市(1260361512) 鎌ヶ谷市(2242053)

四街道市(1260) 市原市(1260610926)

横芝光町 大網白里市

茂原市

2 指定介護保険事業

訪問介護(1270104803)

苦情受付担当者 管理者

協力医療機関 りべるたすクリニック

グループホームりべらる 概要

事業名称 りべらる

管理者 天野喜彦

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成28(2016)年9月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

共同生活援助・介護サービス包括型 (1220100364)

空床利用型短期入所 (1210103956)

苦情受付担当者 サービス管理責任者

防火管理者 天野喜彦

協力医療機関 りべるたすクリニック

グループホームはれ 概要

事業名称 はれ

管理者 小笠原 信子

所在地 〒273-0035 千葉県船橋市本中山 2-2-4

電話・FAX 047-712-8010

事業指定日 平成30(2018)年6月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

共同生活援助・介護サービス包括型(1222800318)

空床利用型短期入所(1212802282)

苦情受付担当者 サービス管理責任者

防火管理者 天野 喜彦

協力医療機関 土居内科医院

WORK STATION りべるたす 概要

事業名称 WORK STARTION りべるたす

管理者 岡本拓也

所在地 〒260-0854 千葉市中央区長洲 2-13-6

電話 043-235-8410 FAX 043-238-8420

事業指定日 平成30(2018)年10月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

自立訓練(生活訓練)・訪問型自立訓練(1210104236)

生活介護(1210104236)

就労継続支援B型(1210104236)

苦情受付担当者 管理者

Pre-WORK STATION りべるたす 概要

事業名称 pre-WORK STARTION りべるたす

管理者 堀 智貴

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸 411-7

電話 043-310-7715 FAX 043-310-7715

事業指定日 令和2(2020)年7月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

生活介護(1210104772)

苦情受付担当者 管理者

相談支援センターこすもす 概要

事業名称 相談支援センターこすもす

管理者 池田 敏子

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2728 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成28(2016)年9月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

特定相談、一般相談支援事業 (1230100610)

障害児相談支援事業 (1270100322)

自立生活援助 (1210104178)

苦情受付担当者 管理者

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 概要

事業名称 千葉市中央区障害者基幹相談支援センター

管理者 伊藤 佳世子

所在地 〒260-0854 千葉市中央区長洲2-13-4-101

電話 043-445-7733 FAX 043-445-7785

事業指定日 令和2(2020)年10月1日

事業の種類 指定障害福祉サービス事業

基幹相談支援センター

苦情受付担当者 管理者

りべるたすクリニック 概要

事業名称 りべるたすクリニック

院長 橋本弘史

所在地 〒260-0843 千葉市中央区末広 3-27-6-101 号
電話 043-441-3360 FAX 043-309-5590

事業指定日 平成30(2018)年5月1日

事業の種類 医療保険

介護保険

特定疾患治療費

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援

難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療

指定自立支援医療機関

労災指定医療機関

生活保護指定医療機関

診療科 内科

診療日 水曜日の9時から18時、金曜日13時から18時 予約外来

苦情受付担当者 伊達 拓郎

訪問看護ステーションりべるたす 概要

事業名称 訪問看護ステーションりべるたす

管理者 伊達 拓郎

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468-1

電話 043-309-5510 FAX 043-497-2127

事業指定日 令和元（2019）年7月1日

事業の種類 医療保険

介護保険

特定疾患治療費

児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援

難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療

生活保護指定医療機関

苦情受付担当者 管理者

喀痰吸引等研修事業所りべるたす 概要

事業名称 喀痰吸引等研修事業所りべるたす

担当者 塚本博計

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成28（2016）年11月1日

事業の種類 喀痰吸引等研修事業所（1220023）

福祉用具貸与、販売りべるたす概要

事業名称 福祉用具貸与、販売りべるたす

管理者 河合正文

所在地 〒260-0802 千葉市中央区川戸町 468 番地 1

電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127

事業指定日 平成30(2018)年5月1日

事業の種類 指定介護保険事業

福祉用具貸与 (1270104985)

福祉用具販売

苦情受付担当者 管理者

令和3年度の事業 トピック

1. 新型コロナウイルス対策の徹底

職員と利用者の発熱管理、徹底したゾーニング管理、行動制限、面会制限を行って参りました。利用者2名、職員8名の陽性者の発生があったものの徹底した拡大防止対応により、クラスターの発生は0となっております。

●補助金の活用

公益財団法人 JKA の 2021 年度公益事業振興補助事業（新型コロナ緊急支援整備事業）において、非接触型アルコール噴霧器&体温計 11 台、自動アルコール噴霧器 9 台、オゾン脱臭機 7 台、壁掛けサーキュレーター 6 台をコロナ対策の物品として補助を受けました。

それぞれのグループホームの入り口に、アルコール噴霧器を設置し、通所事業所やグループホームのホールにオゾン脱臭機するとともに、換気の難しい通所事業所に壁掛けのサーキュレーターを設置しました。



コロナ感染のリスクは従業員など外部からの感染をどのように防ぐかが大きなポイントであり、従業員のアルコール消毒等の徹底をするためのさらなる設備を設置することで意識の向上を図り感染拡大防止に努めています。

●ワクチン接種の実施

グループホームの入所者において、ワクチンを希望する人が自分で接種を受けることが困難な方に対して、りべるたすクリニックでの予防接種を行った。ワクチンを希望する職員が接種を早くに受けられるようにシフトの調整などを行いました。

●定期的な PCR 検査

自治体と連携し、月 1~2 回の定期的な PCR 検査を職員全員に行っています。

2. 内部体制の強化

令和5年度からの新しい事業への準備のために、内部体制を強化していきました。

●研修、会議を増やし状況の共有、研鑽の機会の増加

研修の年間計画において、管理者研修(年4回)、リーダー研修(年6回)、現場研修(年2回)と対象を絞った研修を行いました。今年度はグループホーム事業、ホームヘルプ事業、通所事業それぞれにおいてスタッフ会議を月1回必ず行い、現場における課題の共有を行い日々の体制づくりに役立てました。

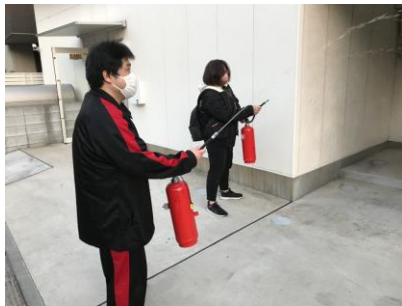
●グループホーム、通所、ホームヘルプそれぞれの人員体制の見直しを行い、組織体制の整備

グループホームについては、今までは兼務が多かったホーム長、ホーム長サブの役をできるだけ兼務を少なくして役を持っている人数を増やしました。そのことで責任・役割が分散することで組織的な動きにつながっていきました。通所においては、ワークステーションとプレワークステーションを人事的に統合して、利用者の状態に合わせた3つのグループに分けそれぞれにリーダーの役割を新たに作りました。ホームヘルプについては、サービス提供責任者の候補となる人に、利用者それぞれを割り振って責任を持たせました。

来年度新しいグループホームや通所事業が始まることもあり、人員規模としても大きくなっていることで役割を分散し組織的に動いていくことが重要です。今後、それぞれの職員が自覚をもってそれぞれの役割を果たしていくことが期待されます。

●防災訓練の実施

コロナの状況でなかなか防災訓練を実施することが難しい状況でしたが、災害はいつやってくるかわからないものであり、今年度は全てのグループホームで防災訓練を実施した。今年度は、消火訓練と発電機の訓練やリーフを使った給電活動、呼吸器などの通電の確認など停電が起こったことを想定した防災訓練を行いました。



●バックオフィス体制の整備

現場に直結する事務作業や環境整備について、それぞれの事業に対応した事務員の配置を行いました。現場の職員と連携することで現場の環境や利用者様への対応がスムーズに行うことができるようになりました。

3. サテライト等の新しい住まいの場の活用

緊急の受入れや制度にのらない方の受入れの場を拡大し、受け入れ力を強化していきました。

4. ケアの質の向上のための取り組み

現場のケアを統一していくために、ケアマニュアルの見直しとともに、タブレットの導入により動画のケア内容によるケアの共有が行えるようにしました。

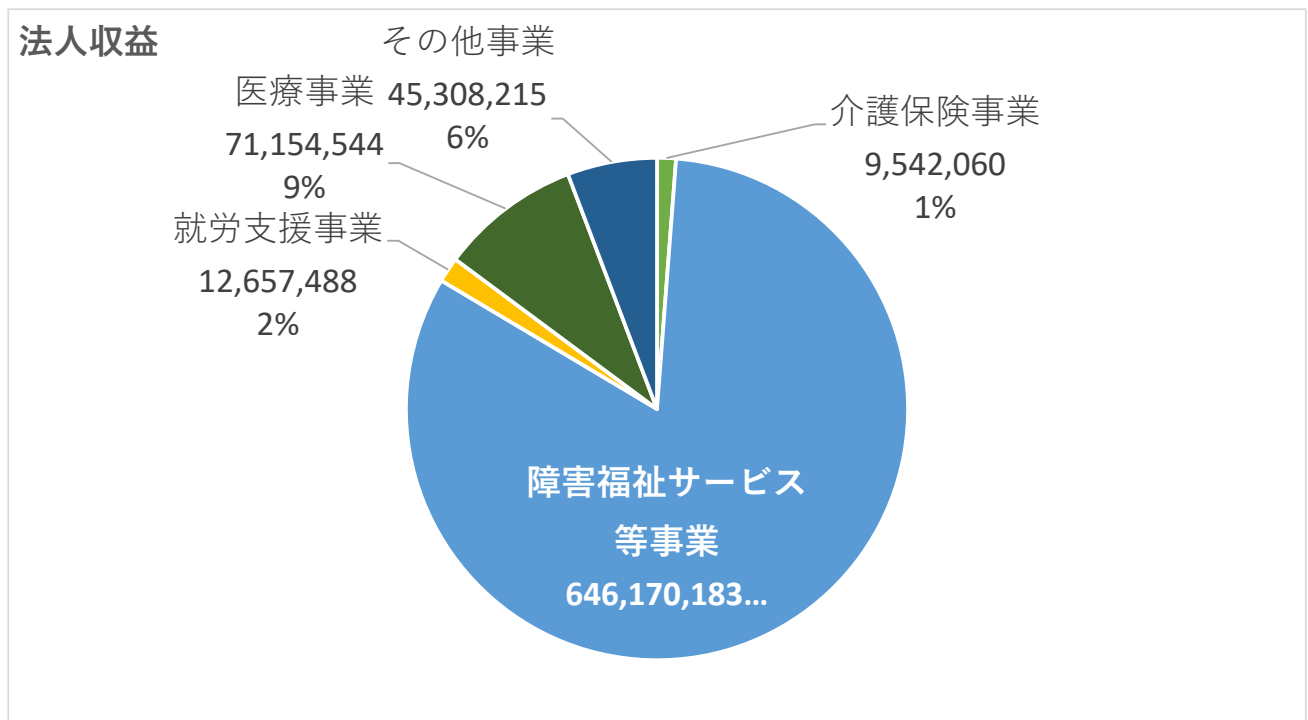
月1回行われるスタッフ会議により現場のケアについての振り返りを行うとともに、現場のリーダー層主導の研修会を開催し、より現場に即したきめ細やかな研修を実施しました。

財務の状況

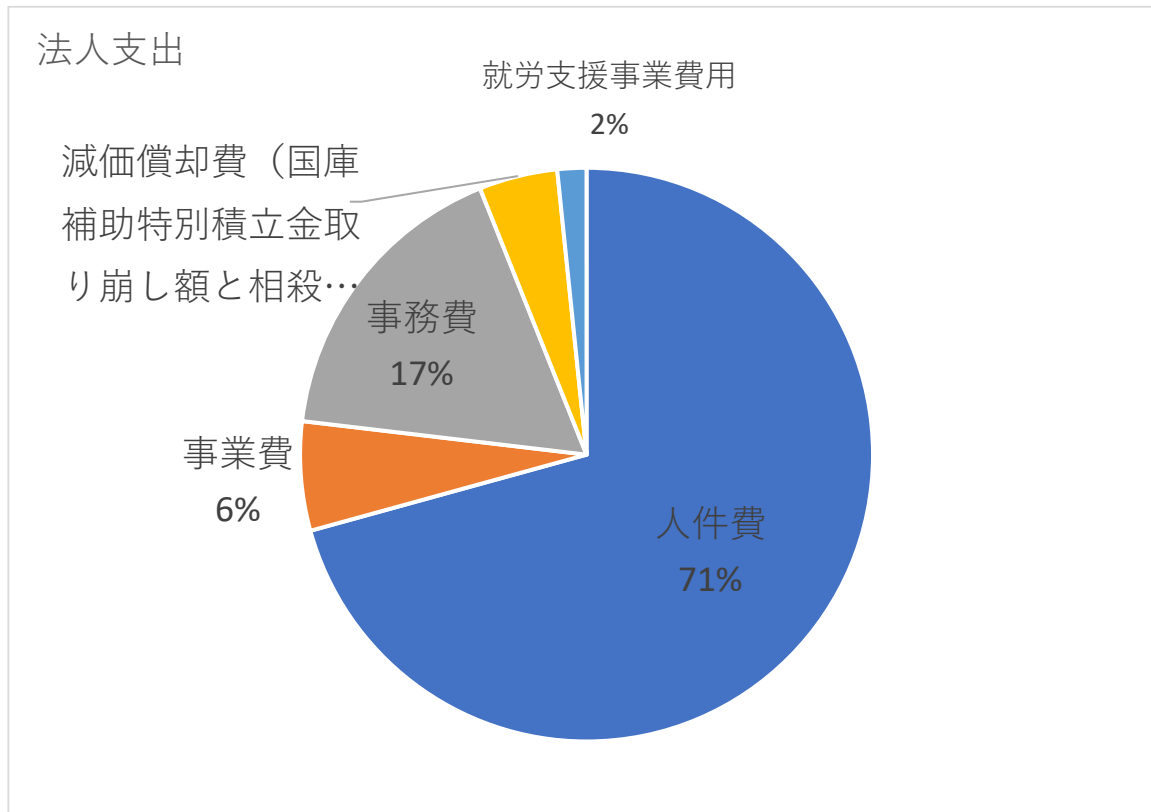
社会福祉法人となって6期目の決算となり、昨年度から引き続き事業の安定を図っているところです。新しい事業の立ち上げはなく、体制整備の一年でした。財務の状況では、一昨年度より約 4 千 500 万円増収となり約 130 万円の黒字となりました。依然、新たな事業に向けて資金的には苦しい状況は続いています。人件費率は前期と引き続き 70%となっております。

- 財務ハイライト
- ✓ プレワークステーションの年間稼働、サテライトの活用、加算の見直しにより増収している。
- ✓ 収益が 130 万円となった。

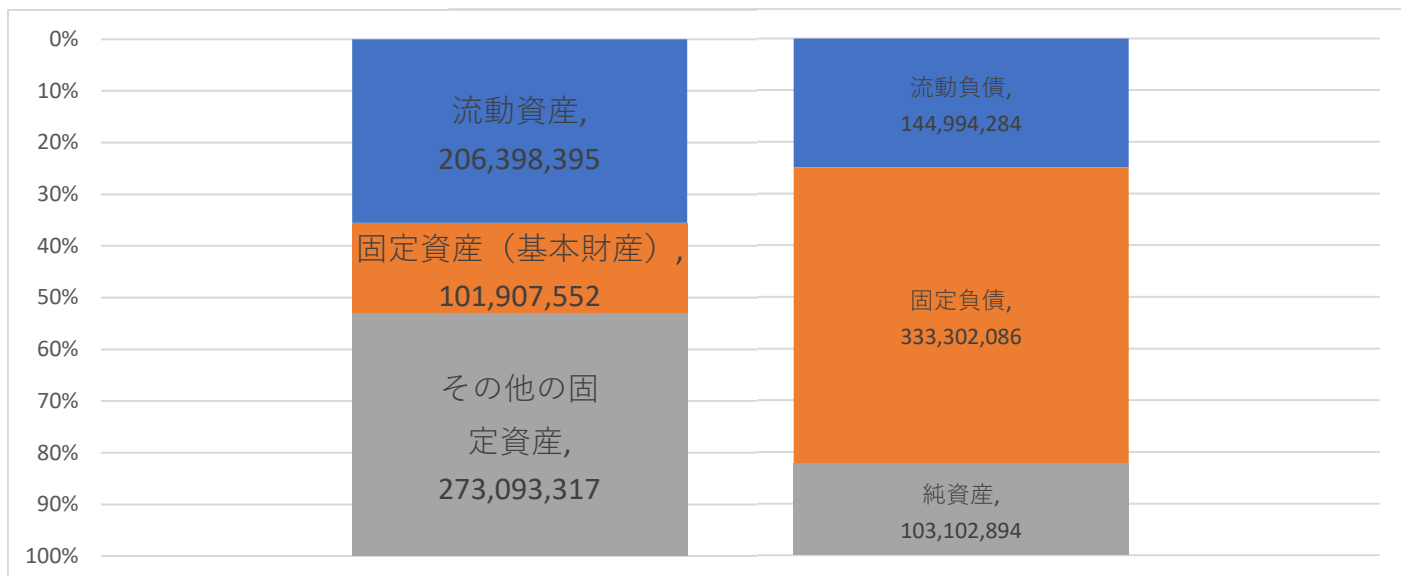
事業活動収入計 784,832,490 円



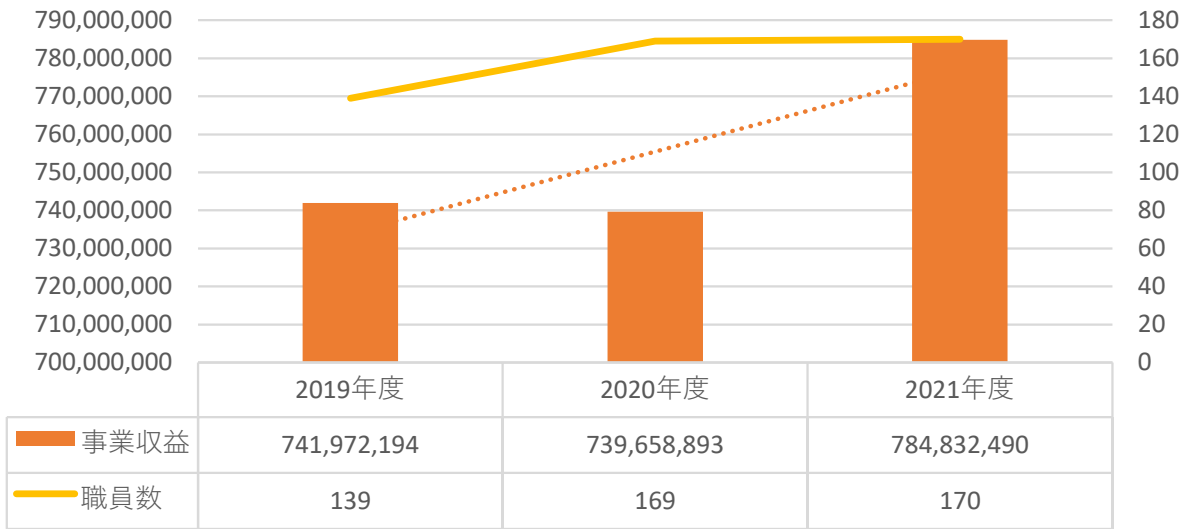
事業活動費用計 782,793,814 円



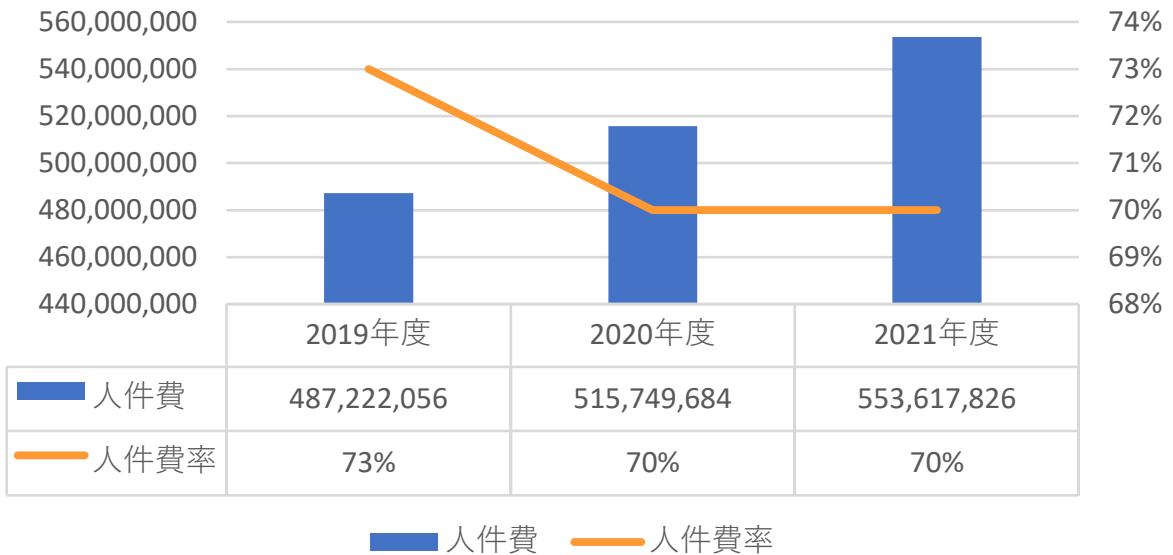
貸借対照表 (581,399,264 円)



サービス活動収益の推移



人件費率の推移



従業員の状況

令和4年3月31日現在 りべるたす株式会社、社会福祉法人りべるたすの合計

職員数 170名 うち正規職員 84名、非正規職員 86名うち 65歳以上の職員 49名

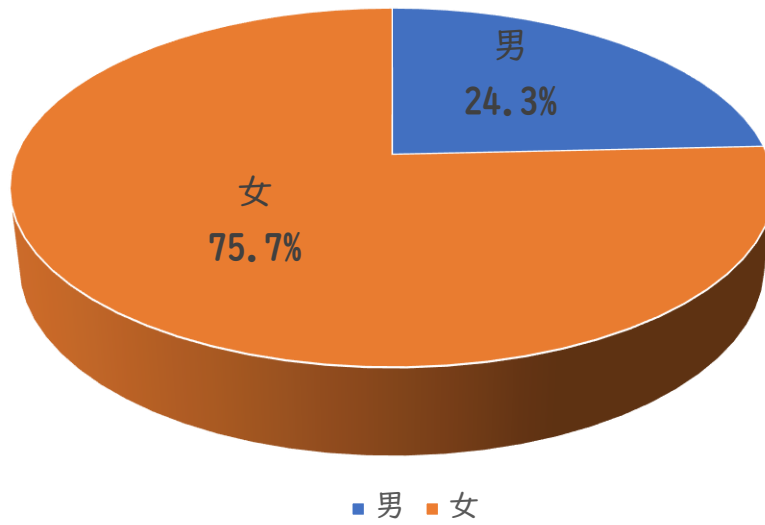
離職率 10.1%(16名)

入職率 11.8%(20名)

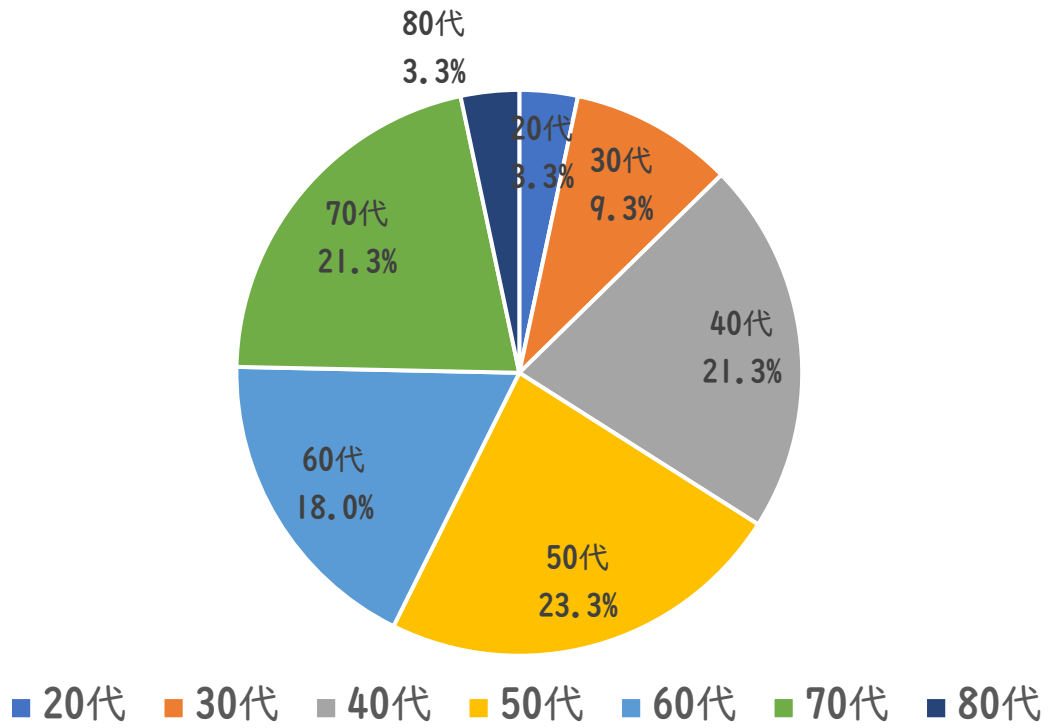
【資格内訳】

介護福祉士	39人
ヘルパー1級	4人
ヘルパー2級	59人
初任者研修(介護福祉士を除く)	27人
実務者研修修了者	15人
喀痰吸引等研修修了者	71人
社会福祉士	9人
精神保健福祉士	4人
理学療法士	1人
作業療法士	1人
看護師	3人
准看護師	2人
保健師	2人
保育士	2人
医師	1人
サービス管理責任者	16人
相談支援専門員	6人
児童発達支援管理責任者	4人

男女比



年齢別



りべるたす行事

➤ 事業所内行事

2021年8月26、27日 職員健康診断

2021年11月10、11日 保健師による健康指導実施

2021年11月24～26日 実習生受け入れ

2022年1月3日 りべるたす初詣

2022年2月24日 深夜勤務者対象健康診断

➤ 理事会・評議員会・評議員選任解任委員会開催状況

■令和3年5月28日 理事会

第1号議案 令和2年度事業報告（理事長・業務執行理事報告含む）

第2号議案 令和2年度決算案の承認

第3号議案 新評議員候補者の決定

第4号議案 評議員選任解任委員会の開催日の日程の決定

第5号議案 評議員会開催日議題の決定

第6号議案 新理事・新監事候補者の決定

出席理事（7/7）

伊藤理事長、堀執行理事、高木理事、下河原理事、竹嶋理事、川畑理事、池田理事

■令和3年6月7日 選任解任委員会

第1号議案 新評議員の決定

出席委員（3/3）

鎮守委員、桑本委員、林委員

出席理事

堀執行理事

■令和3年6月13日 評議員会・理事会

（評議員会）

第1号議案 貸借対照表・収支計算書・財産目録の承認

第2号議案 役員報酬総額

第3号議案 新理事・新監事の選任

（報告）

1. 令和2年度事業報告

出席評議員（7/8）

武石評議員、大山評議員、安形評議員、佐久間評議員、

喜本評議員、栗田評議員、林評議員

出席理事

伊藤理事長、堀執行理事、池田理事

(理事会)

第1号議案 新理事長、業務執行理事の決定

第2号議案 新評議員選任解任委員の決定

第3号議案 福祉車両リース契約について

出席理事 (7/7)

伊藤理事長、堀執行理事、高木理事、下河原理事、竹嶋理事、川畑理事、池田理事

■令和3年12月27日 理事会

第1号議案 京葉銀行よりの借入

出席理事 (6/7)

伊藤理事長、堀執行理事、高木理事、竹嶋理事、川畑理事、池田理事

■令和4年1月18日 理事会

第1号議案 令和4年度千葉市重度障害者グループホーム等整備事業

(報告事項)

千葉市中央区基幹相談支援センター 増員について

出席理事 (7/7)

伊藤理事長、堀執行理事、高木理事、下河原理事、竹嶋理事、川畑理事、池田理事

■令和4年3月29日 理事会

第1号議案：補正予算案について

第2号議案：令和4年度事業計画(案)について

第3号議案：令和4年度予算(案)について

第4号議案：賃金規程の改定について

(報告事項)

令和3年度事業の報告(理事長・業務執行理事報告を含む)

出席理事 (7/7)

伊藤理事長、堀執行理事、高木理事、下河原理事、竹嶋理事、川畑理事、池田理事

各種会議

➤ 管理者会議

開催日	時間
令和3年4月5日	8:30 ~ 9:00
令和3年4月12日	8:30 ~ 9:00
令和3年4月19日	8:30 ~ 9:00
令和3年4月26日	8:30 ~ 9:00
令和3年5月10日	8:30 ~ 9:00
令和3年5月17日	8:30 ~ 9:00
令和3年5月24日	8:30 ~ 9:00
令和3年5月31日	8:30 ~ 9:00
令和3年6月7日	8:30 ~ 9:00
令和3年6月14日	8:30 ~ 9:00
令和3年6月21日	8:30 ~ 9:00
令和3年6月28日	8:30 ~ 9:00
令和3年7月5日	8:30 ~ 9:00
令和3年7月12日	8:30 ~ 9:00
令和3年7月19日	8:30 ~ 9:00
令和3年7月26日	8:30 ~ 9:00
令和3年8月2日	8:30 ~ 9:00
令和3年8月10日	8:30 ~ 9:00
令和3年8月16日	8:30 ~ 9:00
令和3年8月23日	8:30 ~ 9:00
令和3年8月30日	8:30 ~ 9:00
令和3年9月6日	8:30 ~ 9:00
令和3年9月13日	8:30 ~ 9:00
令和3年9月21日	8:30 ~ 9:00
令和3年9月27日	8:30 ~ 9:00
令和3年10月4日	8:30 ~ 9:00
令和3年10月11日	8:30 ~ 9:00
令和3年10月18日	8:30 ~ 9:00
令和3年10月25日	8:30 ~ 9:00
令和3年11月1日	8:30 ~ 9:00
令和3年11月8日	8:30 ~ 9:00
令和3年11月15日	8:30 ~ 9:00

令和3年11月22日	8:30 ~ 9:00
令和3年11月29日	8:30 ~ 9:00
令和3年12月6日	8:30 ~ 9:00
令和3年12月13日	8:30 ~ 9:00
令和3年12月20日	8:30 ~ 9:00
令和3年12月27日	8:30 ~ 9:00
令和4年1月4日	8:30 ~ 9:00
令和4年1月11日	8:30 ~ 9:00
令和4年1月17日	8:30 ~ 9:00
令和4年1月24日	8:30 ~ 9:00
令和4年1月31日	8:30 ~ 9:00
令和4年2月7日	8:30 ~ 9:00
令和4年2月14日	8:30 ~ 9:00
令和4年2月21日	8:30 ~ 9:00
令和4年2月28日	8:30 ~ 9:00
令和4年3月7日	8:30 ~ 9:00
令和4年3月14日	8:30 ~ 9:00
令和4年3月22日	8:30 ~ 9:00
令和4年3月28日	8:30 ~ 9:00

➤ 安全衛生委員会

会議名 2021年4月度安全衛生委員会

月日: 2021年4月26日(月)

時間: 9:00~10:00

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、佐久間委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年5月度安全衛生委員会

月日: 2021年5月26日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者: 産業医:河原医師、伊藤理事長、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、佐久間委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年6月度安全衛生委員会

月日: 2021年6月30日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者: 産業医:河原医師、伊藤理事長、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、佐久間委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年7月度安全衛生委員会

月日: 2021年7月28日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町 468-1)

出席者: 産業医:河原医師、伊藤理事長、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年8月度安全衛生委員会

月日: 2021年8月24日(火)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年9月度安全衛生委員会

月日: 2021年9月28日(火)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年10月度安全衛生委員会

月日: 2021年10月27日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年11月度安全衛生委員会

月日: 2021年11月24日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者

池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2021年12月度安全衛生委員会

月日: 2021年12月22日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、伊藤理事長、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者
池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2022年1月度安全衛生委員会

月日: 2022年1月25日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者
池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2022年2月度安全衛生委員会

月日: 2022年2月22日(火)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:河原医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者
池田委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

会議名 2022年3月度安全衛生委員会

月日: 2022年3月30日(水)

時間: 8:30~9:30

場所: りべるたす事務所(千葉市中央区川戸町468-1)

出席者: 産業医:橋本医師、堀安全衛生委員長、馬上安全衛生管理者
池田委員、佐久間委員、林委員、小山委員、藤嶋委員、天野委員、齋藤委員、岡本委員

各種研修

➤ 職員研修

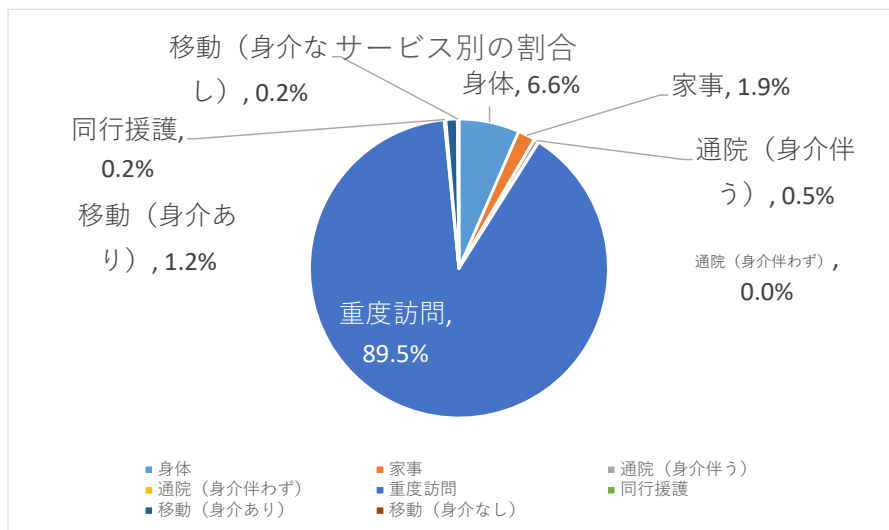
サポーターズカレッジ WEB 講座	
令和 3 年度	障害の理解 精神障害
	障害の理解 統合失調
	障害の理解 発達障害
	障害者虐待防止
	さまざまな支援上の記録の書き方
	業務の標準化
	OJT の効果的な実践法
	感染症対策
	新型コロナウイルスと障害者支援のこれから
	ストレスマネジメント
その他の研修	
2021/4/22	新人研修
2021/6/1	管理者研修
2021/6/27	CSK 研修
2021/7/1、2	第一号研修 スクーリング
2021/8/12	管理者研修
2021/9/1	管理者研修
2021/9/28	グループホーム研修(外部)
2021/10/3	相談支援研修(虐待)
2021/12/6	重度障害者就労支援研修
2021/12/8、10、13、16、23、24、27	全体研修(虐待防止、身体拘束)
2021/1/7	新人研修
2021/1/24	行動障害を考える会 ZOOM 研修
2021/2/14~	グループホーム大会 ZOOM
2021/28、29	全体研修 →集合は中止 オンラインに切り替え実施

ヘルパーステーションりべるたすの事業報告

令和3年度は総時間数が減少、収益も減収が見られた。総時間数の減少は重度訪問介護の時間数の減少によるが、他法人で受け入れが困難な方を中心に派遣をしている。コロナ禍で移動の長い時間の外出支援は減少したが、通院介助サービスが増加した。グループホーム入居者の障害の進行等により、支援量が増加していることでグループホームでは対応しきれない時間帯の支援が増えている。

▶ 利用者の状況

令和3年度年間派遣時間数 総時間数 61,559時間



令和3年度はサービス提供責任者候補の育成に力を入れており、個別支援計画や訪問介護サービスの基礎等を含めて、ホームヘルプとして必要な内容の研修を行い、基礎力の向上を行った。

また、これまで行えていなかった利用者ごとのケア会議を順次実施していき、ホーム長等の協力のもと、支援に入っているヘルパーへの情報共有や問題意識の確認等を行っていった。

■事業を継続していくために感染症予防対策等の徹底を図る。

支援時のマスクの着用、食事介助・排泄介助時等の手袋の着用等を徹底し、部屋の換気をする等の基本的な感染症予防対策を実施した。また、新型コロナウイルス感染疑惑等のある利用者に対しては、支援者の人数を絞って支援を行う等の感染症拡大防止の対策を行った。

■利用者の定期的なアセスメントに基づいた個別支援計画・手順書の作成と実践。

グループホーム部門と連携し、サービス提供責任者候補・主任クラスの職員に対して、個別支援計画・手順書等の作成に向けた研修を実施した。

■訪問介護サービスにおける基礎の共有（老健第10号に提示されている訪問介護サービス内容の順守の徹底）

サービス提供責任者候補・主任クラスの職員に対して、訪問介護サービスの基礎に関する研修を実施した。

■ヘルパーの評価システムの見直し

グループホーム部門と連携し、まずは新しく現場に入る職員の同行評価票を作成した。

グループホーム

令和3年度は、サテライト型のグループホームを増床して受け入れの幅を広げました。

- コロナ対応としてGH毎に感染対策に必要な物品、機器の設置
陽性者（利用者）が出た際に、早急に隔離し介助者を限定し対応
定期的なPCR検査、発熱者、体調不良者への抗原検査の実施
- サテライト型グループホームを増床して受け入れの幅を広げる
- ケアの統一化を図った
各グループホームにタブレットを設置。ケア動画などケアマニュアルの見直し、同行チェック表を作成する等
- リーダー層の育成に力を注いだ
月1回のグループホーム会議や研修を実施
- 防災訓練に基づいた防災備品の整備

① 定員：63名（サテライト含む）

りべらる	すまいる 8:9 名 サテライト:2 名	すまいる 10:16 名	すまいる 13:8 名
	すまいる 15:6 名	すまいる 16:6 名	すまいる 17:6 名
はれ	はれ:5 名	はれ 2:5 名	

② 共同生活援助事業実績

月	入居者数	短期・体験	サテライト
4月	59名	3名	2
5月	59名	3名	2
6月	59名	5名	1
7月	59名	2名	2
8月	59名	2名	1
9月	59名	2名	2
10月	58名	6名	2
11月	59名	4名	2
12月	59名	3名	2
1月	59名	4名	1
2月	59名	1名	1
3月	58名	0名	

平均稼働率=89.4%※体験・短期、入院期間、外泊期間を含まず

相談支援センターこすもす

千葉県障害者基幹相談支援センターの受託により、こすもすとしては計画相談の継続を主として事業を行っていった。

➤ 計画相談利用者（令和4年3月現在）

合計 64 人

➤ 相談件数（令和4年3月現在）

(件数)	R3									R4		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定相談支援												
計画相談	7	22	16	13	17	22	12	13	12	9	11	14
障害児相談			2		1			3				3
一般相談												
地域移行												
自立生活援助												

訪問看護ステーションりべるたすの事業報告

➤ 事業実績について

看護師の入れ変わりがあり、体制を整備している中で、訪問看護件数は横ばいの状況でした。グループホームを中心に活動しており、ヘルパーの現地研修も相当数受けていますまた、短期や体験入居の方の医療ケアについても協力的に行ってきました。

訪問診療（月2回）+ 往診（《適宜》）		39名程度
看護	患者数	32～41名程度
	訪問件数	268～456件/月（平均351件）
訪問看護請求		平均370万

➤ 人員体制

医師	1名
正看護師	2名
准看護師	2名
理学療法士	1名

WORKSTATION りべるたすの事業報告

長洲への事業所移転後、新規事業として開始したお弁当販売の販売先の増加や外部からの委託業務の増加を継続して行うことで、活躍する場や内容のバリエーションを増やしました。また、前年度に引き続き、在宅ワーク等、コロナ下でも継続した運営が可能な対応を行っています。

➤ pre WORK STATION りべるたすについて

前年度に引き続き、現状では仕事に関わるのが難しいと思われる利用者様に対し、日中の活動場所とレクを提供しています。それらを通じ社会に関わる機会を増やすことで QOL の向上や本人たちが活躍できる機会の提供が出来る事を目指しています。

➤ 利用状況について

■WORK STATION りべるたす利用状況

登録人数 42 名 | 日平均登録者数 29.2 名 | 平均区分 4.4

■pre WORK STATION りべるたす利用状況

登録人数 13 名 | 日平均登録者数 10 名 | 平均区分 5.6

目標達成状況について

■弁当販売に関して、販売先法人内→外部委託先として1カ所+訪問販売先2カ所増加

■外部との契約状況→外部委託先として1カ所増加+調整中3カ所

■利用者の一般就労への移行→1名特例子会社就職・1名当事者企業合格

■売上目標 420 万→4.6.12.3 月達成(年間平均 4000000 前後)

■職員採用に関して→専属常勤職員+4名・専属パート職員1名採用

喀痰吸引等研修

コロナ禍において、研修の定員を半数にして密にならない状況を作りながら、研修時間も短縮して行ってきました。受講をお断りするケースが多かったです。

	R3 年度	喀痰吸引等研修		重度訪問従事者養成研修	
	月日	受講者数	合格者数	統合版	重度のみ
1	4/25	8	8		
2	5/30, 31	5	5	3	
3	6/27	7	7		
4	7/25, 26	6	6	1	
5	8/31	14	14		
6	9/26, 27	7	7		
7	10/24	7	7		
8	11/28, 29	6	6	1	
9	1/23, 24	7	7		
10	2/27	7	7		
11	3/27, 28	6	6		
		80	80	5	0

研究事業

■令和3年度障害者総合福祉推進事業

「入院中における重度訪問介護の利用に関する調査研究」

地域貢献事業

令和元年度 川戸町買物支援&ゴミ出し支援 結果報告

■買物支援

平成 30 年より引き続き、毎週木曜日の 11:00~参加者それぞれのお宅を車で訪問し、近所のスーパー二か所（ベルクスとマミーマート）にて隔週交互に買い物をし、ご自宅へお送りしました。

	登録者	参加者延	開催回数
4 月	6 名	17 名	4 回
5 月	6 名	16 名	4 回
6 月	6 名	11 名	4 回
7 月	6 名	13 名	4 回
8 月	6 名	6 名	2 回※コロナの影響で 2 回中止
9 月	6 名	0 名	0 回※コロナの影響ですべて中止
10 月	6 名	19 名	4 回
11 月	6 名	16 名	4 回
12 月	6 名	20 名	4 回
1 月	6 名	18 名	4 回
2 月	6 名	10 名	3 回※コロナの影響で 1 回中止
3 月	6 名	17 名	5 回

■ゴミ出し支援

平成 30 年度から引き続き、ゴミ出し支援が必要な方に対し、火曜日と金曜日の週 2 回 17 時ごろに各お宅をゴミ収集のために訪問し、当法人のゴミステーションで保管する支援を行っています。

コロナ関連報告

りべるたす新型コロナウイルス感染対策方針

1 手洗いと手指アルコール消毒、手荒れ防止のスキンケア、咳エチケットの徹底を行います。

ドアノブ、ベッド柵、手すり等を触った手で、自分の顔、利用者、他の職員への直接の接触をしないことを徹底する。ドアノブ、ベッド柵、手すり等を触った手は、必ずアルコール消毒または手洗いを行うことを徹底する。

2 発熱者は、利用者・職員ともに、法人で経過管理します。

3 マスクの使い方の徹底（サージカルマスクについてはWHOの基準の通り、発熱者や風邪症状がある人を介護するときのみ使用。備蓄に限りがあるため施設内アウトブレイクに備えます）

4 新型コロナ感染者発生時の隔離想定のシミュレーションを早急に行います。

5 面会制限はしばらく継続いたします。映像通信などのICTを使ったコミュニケーションができるように早急に体制を整えます。業者の方は居室には入らず、玄関でお願いします。

6 病院は集団感染リスクが高いことから、通院は引き続き控えていただけるようお願いいたします。クリニックで薬の処方はお手伝いします。

7 「3密」を防ぎます。離れていられるときには離れる、換気を一定間隔で行います。

8 グループホーム入居者の方には、公共交通機関を利用しないこと、多くの人が集まる場所に行かないことをお願いすること。

施設内に新型コロナウイルスを持ち込ませないための考え方。

新型コロナウイルスは、施設外から持ち込まれます。具体的には、面会者、納入業者、職員、医療機関を受診する入所者によって、ウイルスが持ち込まれることを想定する必要があります。

1) 面会中止および業者の制限

このため、新型コロナウイルスの地域流行が認められているときは、原則として面会はすべて中止とします。

納入業者による物品の搬入なども玄関先で行います。どうしても立ち入る必要があるときは、玄関先でアルコールによる手指衛生を行ったうえで、トイレも含め共用の場所には立ち入らないように求めます。

なお、入所者の外出については、野外の散歩程度であれば制限する必要はありません。身近な買い物についても可能ですが、施設に戻ったときの手指衛生を心がけるようにしてください。

2) 職員の手指衛生と健康管理

職員についても、玄関先で手指衛生を行ってください。出勤時の検温と症状確認をして、軽微であっても発熱や咳などの症状があれば休ませます。勤務中であっても症状を認めた時点で、必ず休ませてください。

職員と同居している家族が新型コロナウイルス感染症と診断されているときは、最後に暴露した日（同居する家族の症状を最後に認めた日）から14日間の就業制限が求められます。あるいは、その家族が表1に示すような新型コロナウイルス感染症を疑う状況であれば、これに準じた対応が求められます。

===

表1 新型コロナウイルス感染症を疑うべき状況

- ・14日以内に新型コロナウイルス感染している者と濃厚に接触しているとき（患者と同居している／互いにマスクを着けずに数分間の会話をした／閉鎖された空間に1時間以上一緒にいた）
- ・発症してから4日以上が経過しているものの軽快せず、かつインフルエンザなど他の疾患が同定されていないとき
- ・地域において新型コロナウイルス感染症の大きな流行が認められているとき

===

一方、家族に症状を認めていても、新型コロナウイルス感染症を疑う状況でなければ、当該職員に就業制限をかける必要はありません。ただし、新型コロナウイルス感染症ではないと言い切れるものではなく、最後に暴露した日（同居する家族の症状を最後に認めた日）から14日間を厳密な観察期間とします。この期間はサージカルマスクを必ず着用し、手指衛生も心がけながら業務にあたります。そして、勤務中でも症状を認めた場合には、すぐに業務から外れなければなりません。

3) 定期受診の延長もしくは電話診療

入所者が医療機関を受診する際には、とくに感染予防を本人と支援者ともに注意する必要があります。医療機関では、定期受診する慢性疾患の患者と発熱患者とが接触することがないように、空間的もしくは時間的に分離する工夫をしていることがあるので、あらかじめ電話をかける等して受診方法を確認してください。受診するにあたっては、サージカルマスクを着用して、受診前後および院内の公共物を触れたあとの手指衛生を心がけます。

なお、慢性疾患の状態によっては、患者数が増大している時期に医療機関を受診しなくてよいように、長期処方を求めることも検討してください。また、電話による診療でファクシミリ等による処方箋発行が受けられることがあります。かかりつけ医に相談してください。

3. 施設内で新型コロナウイルスの流行を疑うとき

地域で新型コロナウイルス感染症が流行している状況では、施設内で働く全ての職員は、標準予防策を徹底するとともに、常にサージカルマスクを着用して業務にあたります。

そのうえで、毎日2回、全入所者と職員について発熱や咳などの症状の有無を確認します。もし、ひとつのフロアにおいて複数の入所者や職員に発熱や症状を認めた場合には、新型コロナウイルス感染症が当該フロアで流行している可能性を疑います。さらに、これが複数のフロアで認められる場合には、施設全体で流行している可能性を疑います。とくに、発熱や症状を認めている入所者や職員の数が増えている場合には、以下に述べる対策を緊急に開始する必要があります。

1) 症状のある入所者への対応

医師の診察を要するかの判断

原則として、かかりつけ医の事前指示もしくは電話相談により医師の診察を要するかを決定します。一般的には、体温が37.5℃未満であり、咳や倦怠感などの症状も軽微であれば、経過を見守ることも可能です。ただし、表1に示す新型コロナウイルス感染症を疑う状況では、かかりつけの医師等に速やかに相談するとともに、必要な検査等が受けられるかを確認してください。

1日4回の状態確認を行って、症状が長引いている場合、呼吸苦を訴えている場合、意識レベルの低下を認める場合、水分や食事がとれなくなっている場合など、重症化の兆候を疑うときは、医療機関へ搬送する等の速やかな対応が求められます。

本人に求める感染対策

軽微であっても症状のある入所者には、できるだけ個室管理としてトイレも専用とします。部屋のドアは閉めておき、適宜、換気を行います。個室が確保できないときは、ベッド周囲のカーテンを閉める、他の入所者とのあいだに衝立を置くなどの飛沫感染予防を徹底します。やむを得ず室外に出るときは、マスク着用と手指衛生の徹底を求めます。

食事については、個室内で介助することが原則です。個室における専用の入浴以外は中止して、身体清拭とします。

使用したタオル等については、原則として他の入所者とは別に洗濯してください。どうしても一緒に洗う、もしくは共用する必要がある場合には、熱水で処理(80℃10分間)もしくは次亜塩素酸ナトリウム溶液(0.05~0.1%)に浸漬してから洗濯します。

ケアにあたる職員の感染対策

ケアにあたる職員は、サージカルマスクと手袋を必ず着用します。さらに、飛沫をあびる可能性があるときは使い捨てエプロンとアイゴーグルを着用します。担当する職員については、できるだけ有症者のみの対応とするなどして、症状のない入所者へのケアと業務が交わることがないようにします。

なお、サージカルマスクは利用者ごとに交換する必要はありませんが、手袋とエプロンは利用者ごとに交換してください。一方、アイゴーグルについては、当該職員専用としていれば、再利用することができます。これら感染防護具が入手できないときは、表2を参考として代用してください。

===

表2 感染防護具が入手できないとき

サージカルマスク:布やガーゼによるマスクで代用する。鼻までを覆うことができるように工夫すること。ただし、防御機能は低下しているため、できるだけサージカルマスクを入手する。

手袋:ケア直後の丁寧な手洗いで感染は防御できる。

使い捨てエプロン:ゴミ袋の底に1カ所と側面の2カ所に穴を開けて、レインコートのように被ることで代用できる。

アイゴーグル:透明なアクリル板を適切なサイズに切って眼鏡に張り付けることで防御できる。

===

2) 症状のない入所者への対応

本人に求める感染対策

症状のない入所者であっても、できるだけ個室で療養いただきます。個室が確保できないときは、ベッド周囲のカーテンを閉める、他の入所者とのあいだに衝立を置くなどの飛沫感染予防を行います。また、定期的な換気を行ってください。

食事についても、できるだけ個室で行うことが望ましいですが、介助する人員が十分でない状況等においては、症状のない入所者に限って共用エリアでの食事介助も考えられます。

トイレを専用とする必要はありませんが、できるだけ指定されたトイレを使用するように求めて、不特定多数が同一のトイレを使用することがないようにします。

入所者相互に交流するレクリエーション等は中止として、必要なりハビリテーション等は個室で実施します。ただし、一定の距離を空けたうえでであれば、テレビを観るといったことは可能と考えられます。入所者同士が直接触れ合うことや、近距離で会話することがないようにしてください。

ケアにあたる職員の感染対策

ケアにあたる職員は、サージカルマスクと手袋を必ず着用します。さらに、飛沫をあびる可能性があるときは使い捨てエプロンとアイゴーグルを着用します。

4) 施設内の環境消毒

施設内で共用している手すり、ドアノブ等の高頻度接触表面について、アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含有のクロスを用いて、1日3回以上の清掃・消毒を行います。

症状のある入所者の室内清掃など、とくに汚染が疑われる場所の環境清掃を行うときは、手袋、サージカルマスク、ガウン、アイゴーグルを着用します。

5) 濃厚接触した職員への対応

すでに症状を認めていた入所者について、サージカルマスクとアイゴーグルを着用しないまま数分間以上のケアを行っていた職員は、最後に曝露した日から14日間の就業制限とします。

また、手袋を着用せずに、分泌物や排泄物と直接接触し、直後に手指衛生を行わなかった職員についても、最後に曝露した日から14日間の就業制限とします。

レベル1～レベル3に分けてグループホームの対応をする。

レベル1 地域での発生を認めていない状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e1.pdf

地域で感染者の報告はありますが、いずれも渡航歴や接触歴のある患者であって、流行状況は限定的であると考えられる状況です。十分な警戒が必要ですが、厳格な制限は求めません。たとえば、面会者に症状確認を求めますが、面会禁止とはしません。職員の健康管理が重要です。何らかの経路でウイルスが持ち込まれ、施設内での集団発生が引き起こされる可能性があることを前提とし、症状のある入所者への対応については強化します。また、感染防護具が不足する状況が続くことも考えられるため、アイゴーグル、マスク、ガウン、手袋について、必要な交換頻度と手に入らない場合の代用手段について紹介しています。

レベル2 地域で発生しており、患者への入院勧告が行われている状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e2.pdf

渡航歴や接触歴のない患者の報告が増加しており、地域での流行が始まっていると考えられる状況です。この段階では、施設内にウイルスが持ち込まれないように厳格な対策をとる必要があります。すなわち、原則として面

会禁止とし、納入業者による物品の搬入なども玄関先で行います。施設職員は常にマスク着用として、症状確認を徹底します。入所者が医療機関を受診する際にはサージカルマスクを着用し、手指衛生を心がけることを求めています。症状のある入所者への対応についても、引き続き強化していきます。

レベル3 地域で流行しており、患者への入院勧告が行われない状況

http://plaza.umin.ac.jp/~ihf/others/covid_e3.pdf

地域における感染拡大が進んでいる状況です。この段階では、入所者の感染が確認されたとしても、軽症であれば入院措置とはならず、施設において療養継続となる可能性があります。また、すべての疑われる患者に対してはPCR検査が実施されなくなることも考えられます。誰が感染しているか分からなくなっていることを前提に、施設を守っていく考え方を紹介しています。また、感染者が医療機関を多数受診している可能性があるため、入所者による不要不急の受診を避けることも求めています。